経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年経済産業省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（導入等計画書の届出） **第九条**　（略） ２　法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあっては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあっては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。 一　特定重要設備の供給者及び構成設備（第十二条に規定する構成設備をいう。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 二　（略） （構成設備） **第十二条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～十三　（略） （構成設備に関する事項） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一～六　（略）	（導入等計画書の届出） **第九条**　（略） ２　法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあっては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあっては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。 一　特定重要設備の供給者及び構成設備（法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものをいう。以下同じ。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 二　（略） （構成設備） **第十二条**　構成設備は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～十三　（略） （法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一～六　（略）

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百六十四号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき、納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	所在地	指定した日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	令和八年七月十四日

○国土交通省告示第八百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県上野原市秋山の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二百三十一号で指定した同号七四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°34′53.3078″	139°06′31.0877″
2	35°34′52.9231″	139°06′31.4886″
3	35°34′52.7402″	139°06′31.0027″
4	35°34′53.1177″	139°06′30.7285″
5	35°34′53.2617″	139°06′30.4563″

○国土交通省告示第八百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十四日

国土交通大臣　金子　恭之